

九重町教育大綱

平成29年4月
九 重 町

はじめに

平成24年に策定した「九重町第4次総合計画」（平成24年度～平成33年度）では、町の将来像を「住民との協働＝簡素で美しい田舎（コミュニティ）づくり」としました。

〈簡素〉とは、行政施策に無駄がなく、本当に必要なものを見極めて、それを大切に守っていくことです。

〈美しい〉とは、恵まれた自然はもちろんですが、人と人との交流や助け合いなどの心の豊かさをさします。

〈日本一の田舎（コミュニティ）づくり〉とは、家族や地域の住民一人一人が深い絆で結ばれた地域社会を再構築する運動でもあります。

教育分野では、この構想〈将来像〉を踏まえ、「豊かな人間性を育むまちづくり（教育・文化の向上）」を施策の大綱に掲げて、就学前教育、学校教育、社会教育、人権同和教育、芸術・文化・スポーツの5つの領域で基本的な方向を定めて、さまざまな施策を展開してきました。この間、就学前教育では幼保一体化の推進、学校教育では中学校統合を主とした学校再編、社会教育では地区協議会との連携のための地区公民館の再編など、教育分野における「簡素で美しい田舎（コミュニティ）づくり」は、着実にその歩を進めています。

このような中、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月に「新教育委員会制度」がスタートしました。この改正で、首長は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じて、地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。

九重町では、「九重町第4次総合計画」を基本として改訂「九重町教育大綱」を定めました。

本大綱は、「住民との協働＝簡素で美しい田舎（コミュニティ）づくり」の教育版となるものです。今後も、社会の変化に対応しながら未来を切り拓く子どもたちの育成に向けて、子育て環境や教育環境の整備に一層の力を注ぎ、「住み続けたいまち・学び続けたいまち・九重」を、さらに充実・発展させていくよう取り組んでいきます。

平成29年4月

九重町長 日野 康志

目 次

1 九重町教育の基本理念	3
2 大綱策定の趣旨	3
3 大綱の期間	4
4 基本方針	5
(1) 就学前教育	5
(2) 学校教育	5
(3) 社会教育	6
(4) 人権・同和教育	6
(5) 芸術・文化・スポーツ	7

1 九重町教育の基本理念

人づくりは、まちづくりの基本であり、教育・文化はその実現の基礎となるものです。九重町第4次総合計画（平成24年度～平成33年度）では、「豊かな人間性を育むまちづくり」を施策の大綱に掲げています。

この総合計画に基づき、家庭・学校・地域が一体となって、幼児・児童・生徒の豊かな心・確かな学力・健やかな体の調和を重視した教育の充実に努めます。

また、町民が生涯にわたって芸術・文化やスポーツに親しむことができるような環境整備と人材の育成、伝統文化や文化財の保護・保存・活用に努め、「日本一の田舎（コミュニティ）づくり」をめざします。

2 大綱策定の趣旨

教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。（教育基本法）」です。

教育の出発点は、家庭教育にあります。就学前の幼児が、基本的な生活習慣や発達段階に即したマナーを身に付け、健やかに成長するためには、保護者の関わりはもちろんのこと、こども園での保育・教育の充実や保護者への子育て支援、小・中学校との交流や地域社会との連携が重要な役割をはたします。

また、小・中学校においては、変化の激しい時代を生き抜く子どもたちは、社会の変化に対応するために人と協働しながら、自律的に考え行動できる力を身に付けなければなりません。そのためには、豊かな心づくりを基盤にした確かな学力・健やかな体の育成が求められています。学校教育活動の充実はもとより、家庭や地域と協働・連携しながら、大人や地域社会と多くの「関わり・つながり」を持つことが、「生きる力」を育む学びとなります。

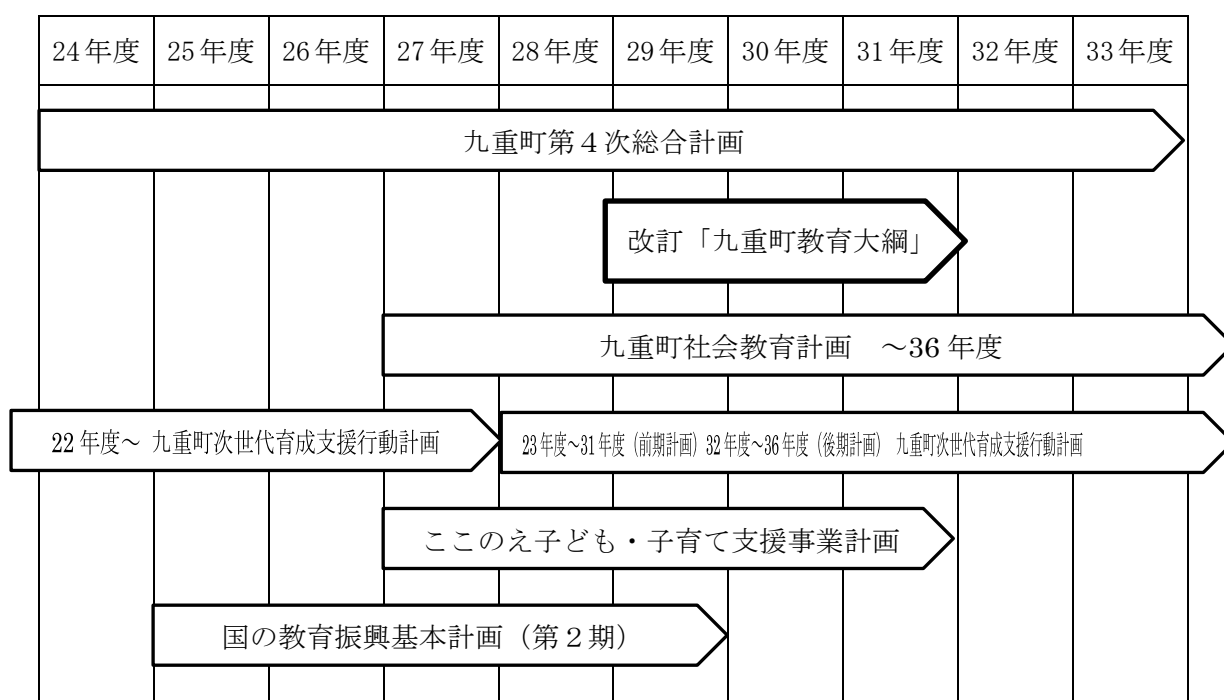
さらに、地域の大人が元気で活力にあふれていることも、子どもの教育に大きな影響を与えます。大人自身が、芸術・文化やスポーツに親しみ、楽しみながら学び続ける姿は、子どもたちのお手本となり、学校・地域の活性化につながります。

このような“人づくり・まちづくり”を目標に、家庭・学校・地域が協働・連携し、行政が支援しながら施策を推進するために本町教育大綱を策定します。

3 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、平成29年度（2017年度）からの3年間とし、平成31年度に見直しを行います。なお、国の教育振興基本計画（第2期）が平成29年度まで、九重町第4次総合計画が平成33年度までの期間であることから、それぞれの計画と大綱との整合性を図る必要があります。

したがって、平成32年度以降の見直し時期及び期間については、総合教育会議で協議を行います。



4 基本方針

「九重町第4次総合計画」に基づき、次の5つの領域について目標の実現に努めます。

(1) 就学前教育

心身ともに健やかな子どもに生まれ育つことは、親や地域みんなの願いです。そのためには、子どもを安心して出産し、子育てできる環境を整備する必要があります。

本町では、平成17年度から幼稚園と保育園を一体化したこども園の運営に取り組んでおり、統一のカリキュラムのなかで保育・教育を実施しています。

また、長年の懸案であった幼保一体化施設の整備は、平成27年度に、「飯田こども園」が開園、平成28年度には「ここのえみつばこども園」が開園しました。

今後は家庭、園、地域、民間事業者、行政が一体となった子育て支援体制の確立、保育・教育サービスの充実、安全・安心な環境整備、小学校との円滑な接続等に取り組み、子どもを産み育てやすい地域社会の実現を目指します。

さらに、こども園を「ここのえ学園基本計画」における「0歳から15歳の教育」における「切れ目のない教育」の入り口として捉えます。

(2) 学校教育

平成21年に策定した学校再編整備計画に基づき、4つの中学校を統合して、平成25年度、ここのえ緑陽中学校が開校しました。

小学校は当分の間、現在の6校を維持しますが、少子化の進行により、適正規模を確保した教育が難しくなっています。少人数のメリットを活かしながらも、デメリットを克服する小学校間の連携や集合学習の取組等が必要となります。

本町では、町内2つのこども園、6つの小学校、1つの中学校と4つの地区公民館を1つの学園と捉え、それぞれが密接に連携し、切れ目のない教育を行うことを目的とした「ここのえ学園基本計画」に取り組めます。このように、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。

また、学校教育においては、基礎・基本の学習内容に加えて、実社会における様々な課題解決に資する思考力・判断力・表現力などの活用する力の育成が求められています。家庭・地域と連携を図り、一人ひとりの児童・生徒を大切にしたい教育活動を展開し、未来を見据えた「豊かな心・確かな学力・健やかな体」をバランスよく育み、「生きる力」の育成に取り組んでいきます。

施設設備は、「九重町立小中学校施設整備計画」に基づき、大規模改造事業を推進していきます。今後も安全で安心な学校施設の維持管理に努めていきます。

学校給食センターについては、健全な運営に努め、安全で安心な学校給食の提供に努めていきます。

(3) 社会教育

生涯学習社会の実現をめざし、生涯にわたる自主的・自発的な学習活動等を支援していくとともに、教育関係団体との連携を深め、学校教育と社会教育の融合と家庭教育の推進のための組織づくりに努めます。

また、地区公民館の活性化に向け、住民の学習機会の保障とその喚起に努め、地区協議会と連携してより良い地域づくりに向けた住民との協働を目指します。

急激な社会環境の変化に対応するため、各地区青少年健全育成協議会・学校・家庭・地域が連携し、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むための事業を推進します。

グローバル化社会に対応するため、関係機関と連携した国際交流事業を推進します。

さらに、「このえ学園基本計画」を柱とした学校・家庭・地域の連携と協働の実現に向け、PTA組織等の各種団体との意見交換を軸に、地域全体での育成活動の推進に努めます。

社会教育施設整備については、野上・東飯田地区の公民館が老朽化しており、「地域交流センター（仮称）」として順次整備を図っていきます。また旧中学校体育館についても耐震化を図っていきます。

(4) 人権・同和教育

すべての人の人権と基本的自由が尊重され、誰もが幸せに安心して自分らしく生きることのできる地域社会の創造を目指します。そのため、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療やさまざまな人権問題において、学校、家庭、企業、地域及び行政が連携して、正しい理解と意識の高揚を図るための人権・同和教育を推進します。

また平成28年に法制化された「部落差別解消推進法」は、国との適切な役割分担を踏まえて、部落差別を解消するための教育と啓発活動に努めます。

(5) 芸術・文化・スポーツ

芸術・文化はまちづくりの基盤であり、歴史と文化を大切に、次世代に引き継ぐことが必要です。それと同時に、住民が参加してつくりだす新たな地域文化の創造も日本一の田舎づくりには欠かせないものとなります。

本町では、歴史と文化の見えるまちづくりを新たなコンセプトに掲げ、住民一人ひとりが歴史と文化を楽しみ、体験できるよう、自主事業をはじめとした様々な事業展開や環境整備を推進します。

また、事業実施の際も住民参加をより進め、住民同士の交流を促進し、日常的に歴史と文化が実感できるまちづくりを推進します。

芸術・文化と同様に、スポーツの振興は“人づくり・まちづくり”の基盤として、重要な役割をはたします。

普段の生活のなかで様々なスポーツにふれあい、体力や年齢・目的などに応じて、誰もが、いつでもどこでも気軽にスポーツを楽しめるよう、多様なニーズに対応できるスポーツ環境を整備し、生涯スポーツ社会の実現を図ります。